たかひこ通信

【今月の短歌】

蟻２匹寄りそい重い
餌（えさ）運ぶ
巣穴は近いぞもう一息だ

部内資料　たかひこ通信　159号
2024年7月
池田町大字池田3089-4 Facebook：薄井孝彦
薄井孝彦　Tel・Fax 0261-62-5093
mail：peace-ikeda@peach.plala.or.jp
http://web-ariakesan.com/

日本の食と農は大丈夫？　「改訂農業基本法」「有事食料法」の問題点

先の通常国会で「改訂農業基本法（食糧・農業・農村基本法）」と「有事食料法（食料供給困難事態対策法）」が成立しました。国連は気候危機やウクライナ・ガザ侵攻のなかで、今を「戦後最大の食料危機の時期」と宣言しました。この二つの法律で、日本の食と農の危機は打開できるのか？両法の問題点を農民運動全国連合会の図・記事からお知らせします。

図❶　無残なまでに低下した食料自給率（%）

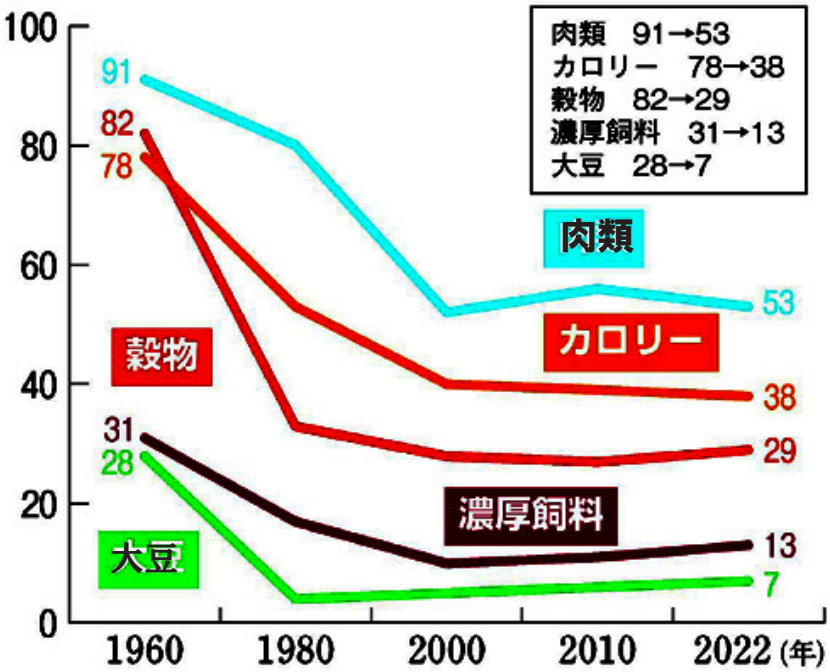

1.「食料自給率」向上の放棄

「食料自給率」は、国全体で見た時に、私たちが消費した食料に対して国産がどれくらいかを表す数字です。自民党政権は農産物の輸入自由化を進め、農業者への支援を怠ってきた結果、カロリーベースの「食料自給率」は大きく低下し、世界最低水準の38%となってしまいました。（図1）

ウクライナ危機の中で中国など新興国の食料需要の伸びが著しく、お金を出しても食料が買えない事態も現実化しています。

食料が入って来なくなるリスクに備え、「食料自給率」の向上こそが今、喫緊に求められる施策です。

しかし、改訂農業基本法では「自給率目標」を〝いろいろある指標〟の一つに格下げしました。岸田政権の施策は、日本の食と農の危機打開に背をむけています。

図❷ 食料自給率指標（いも類中心）の食事メニュー例

※再生利用可能な荒廃農地においても作付けする場合

2. "イザという時は、1日イモ3食で"

岸田政権は食料危機に備え、〝イザと言う時の食事メニュー〟で1日イモ3食を農水省のホームページで示しています。（図2）

また、有事食料法では、「特に深刻な段階」では、カロリー重視の生産転換（イモ、米）を生産者に指示し、従わないと２０万円以下の罰金とし、加工・流通業者も取り締まる流通統制、配給制度も実施するとしています。

これらは、「いざというときは農家にイモを強制的に作らせ、国民はイモを食べて飢餓に耐える」という「戦時食料法」そのものです。

◎日本共産党は、「食料自給率」の向上を国政の中心課題にすえ、農産物価格保障制度の実現など、「農業・農村で暮らせる土台」を国の責任で整えることを求めています。そのために、政策転換を図る新しい政治実現の運動を呼びかけています。